

監 第 41 号
平成 20 年 8 月 11 日

京都市長 門 川 大 作 様

京都市監査委員 高 橋 泰一朗
同 井 上 教 子
同 不 室 嘉 和
同 出 口 康 雄

平成 19 年度京都市地域水道特別会計等 3 特別会計決算審査意見の提出について

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、審査に付された平成 19 年度京都市地域水道特別会計等 3 特別会計歳入歳出決算及び当該決算に係る付属書類について、審査し、意見を決定しましたので、次のとおり提出します。

平成 19 年度

京都市地域水道特別会計等 3 特別会計決算審査意見

目 次

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の結果	1
1	決算書等の計数	1
2	経理	1
3	財産管理	1
4	予算執行	1
第 4	予算の執行状況	2
1	地域水道特別会計	2
(1)	決算収支	2
(2)	歳入決算	2
(3)	歳出決算	2
2	京北地域水道特別会計	3
(1)	決算収支	3
(2)	歳入決算	3
(3)	歳出決算	4
3	特定環境保全公共下水道特別会計	4
(1)	決算収支	4
(2)	歳入決算	5
(3)	歳出決算	5
第 5	財産に関する調書の総括表（地域水道特別会計等 3 特別会計分）	6

表記に関する注意事項

注 1 文中に用いる金額は、10,000 円未満を切り捨てて表示した。

2 表中に用いる金額は、1,000 円未満を切り捨てて表示した。そのため、総数と内訳の合計額等が一致しない場合がある。

3 表中に用いる比率は、小数点以下第 2 位を四捨五入した。

4 表中に用いる「—」は、該当数値がないものを示す。

平成 19 年度京都市地域水道特別会計等 3 特別会計歳入歳出決算審査意見

第 1 審査の対象

平成 19 年度京都市地域水道特別会計歳入歳出決算

平成 19 年度京都市京北地域水道特別会計歳入歳出決算

平成 19 年度京都市特定環境保全公共下水道特別会計歳入歳出決算

上記各会計決算付属書類

第 2 審査の期間

平成 20 年 7 月から同年 8 月まで

第 3 審査の結果

1 決算書等の計数

歳入歳出決算の計数及び財産に関する調書の計数が正確であるかどうかについて、書類審査及び質問調査を行ったところ、関係法令等に準拠して作成されており、計数は正確であると認めた。

2 経理

経理が適正であるかどうかについて、京都市予算規則に規定する書類の審査及び支出負担行為に係る書類等の抽出審査並びに質問調査を行ったところ、適正であると認めた。

3 財産管理

財産の管理が適正に行われているかどうかについて、京都市公有財産規則に規定する書類等の抽出審査及び質問調査を行ったところ、適正であると認めた。

4 予算執行

予算の執行が効率的に行われているかどうかについて、書類審査及び質問調査を行った。予算の執行状況は、第 4 予算の執行状況に示すとおりである。

第4 予算の執行状況

1 地域水道特別会計

(1) 決算収支

(単位：千円)

歳入決算額 A	歳出決算額 B	歳入歳出 差 引 額 C (A - B)	翌年度へ繰り 越すべき財源 D	実質収支 C - D	単年度収支
1,679,716	1,658,083	21,633	21,633	—	△21

(2) 歳入決算

(単位：千円)

予算現額 A	調定額	収入済額 B	予算現額との差額 B - A
2,416,000	1,682,124	1,679,716	△736,283

主な財源は、簡易水道事業債、一般会計からの繰入金、地域水道整備に係る国庫補助金及び地域水道使用料であり、一般会計繰入金の決算額は3億2,316万円となった。

予算現額との差額は、主に、水道施設整備に係る工事等の繰越しによるものである。

(3) 歳出決算

ア 予算現額の内訳

(単位：千円)

予算現額 A + B + C	前年度繰越額 A	当初予算額 B	補正予算額 C
2,416,000	307,000	2,109,000	—

イ 決算実績

(単位：千円，%)

予算現額 A	支出済額 B	執行率 B / A	翌年度繰越額 C	不用額 A - (B + C)
			繰越明許費	
2,416,000	1,658,083	68.6	455,000	302,916

当年度は、京北地域を除く市内周辺地域に設置している7つの簡易水道と1つの飲料水供給施設の運営を行うとともに、広河原・花脊、久多及び別所・百井簡易水道の整

備工事等を推進した。

支出済額の主なものは、地域水道整備費が13億4,301万円で、広河原・花脊、久多及び別所・百井簡易水道の整備を行った。次に、地域水道運営費が1億6,096万円で、施設の運営を行った。さらに、公債費が1億5,220万円で、簡易水道事業債の元金及び利子の償還を行った。

翌年度繰越額は、4億5,500万円で、繰越理由は、整備工事の地元調整等に日数を要したためである。

不用額は、地域水道整備費2億7,691万円、地域水道運営費1,049万円等である。

以上のとおり執行状況を分析したところ、効率的に執行されていると認めた。

2 京北地域水道特別会計

(1) 決算収支

(単位：千円)

歳入決算額 A	歳出決算額 B	歳入歳出 差 引 額 C (A - B)	翌年度へ繰り 越すべき財源 D	実質収支 C - D	単年度収支
409,962	382,125	27,837	27,837	—	△51

(2) 歳入決算

(単位：千円)

予算現額 A	調定額	収入済額 B	予算現額との差額 B - A
573,000	425,373	409,962	△163,037

主な財源は、京北地域水道施設の整備等に係る一般会計からの繰入金、京北地域水道使用料であり、一般会計繰入金の決算額は1億8,910万円となった。

予算現額との差額は、主に、事業の翌年度繰越しに伴う国庫補助金、一般会計繰入金及び市債の減少によるものである。

(3) 歳出決算

ア 予算現額の内訳

(単位：千円)

予算現額 A + B + C	前年度繰越額 A	当初予算額 B	補正予算額 C
573,000	44,000	619,000	△90,000

イ 決算実績

(単位：千円，％)

予算現額 A	支出済額 B	執行率 B / A	翌年度繰越額 C	不用額 A - (B + C)
			繰越明許費	
573,000	382,125	66.7	158,000	32,874

当年度は、京北地域を網羅している 7 つの簡易水道と 2 つの飲料水供給施設の運営を行うとともに、京北地域水道再整備事業として弓削簡易水道及び黒田簡易水道の実施設計に着手した。

支出済額の主なものは、京北地域水道整備費 1 億 4,852 万円で、弓削簡易水道及び黒田簡易水道に係る変更許可設計及び実施設計の委託、京北中部簡易水道及び京北西部簡易水道浄水場急速ろ過器改良工事等を行った。次に、公債費が 1 億 2,468 万円で、施設整備のために借り入れた公債の元金及び利子の償還を行った。さらに、京北地域水道運営費が 1 億 827 万円で、施設の運営を行った。

翌年度繰越額は、1 億 5,800 万円で、繰越理由は、実施設計に係る関係機関との協議に日数を要したためである。

不用額は、京北地域水道整備費 2,208 万円、京北地域水道運営費 883 万円等である。

以上のとおり執行状況を分析したところ、効率的に執行されていると認めた。

3 特定環境保全公共下水道特別会計

(1) 決算収支

(単位：千円)

歳入決算額 A	歳出決算額 B	歳入歳出 差 引 額 C (A - B)	翌年度へ繰り 越すべき財源 D	実質収支 C - D	単年度収支
265,601	265,601	—	—	—	△18

(2) 歳入決算

(単位：千円)

予算現額 A	調定額	収入済額 B	予算現額との差額 B - A
283,000	277,662	265,601	△17,398

主な財源は、一般会計からの繰入金及び特定環境保全公共下水道使用料であり、一般会計繰入金の決算額は、2億121万円となった。

(3) 歳出決算

ア 予算現額の内訳

(単位：千円)

予算現額 A + B + C	前年度繰越額 A	当初予算額 B	補正予算額 C
283,000	—	283,000	—

イ 決算実績

(単位：千円，%)

予算現額 A	支出済額 B	執行率 B / A	翌年度繰越額 C	不用額 A - (B + C)
283,000	265,601	93.9	—	17,398

当年度は、京北浄化センターの運営を行うとともに、下水道への接続を促進した。

支出済額の主なものは、公債費1億4,310万円で、施設整備のために借り入れた公債の元金及び利子の償還を行った。さらに、特定環境保全公共下水道運営費が1億1,900万円で、施設の運営を行った。

不用額は、特定環境保全公共下水道運営費1,489万円、公債費148万円等である。

以上のとおり執行状況を分析したところ、効率的に執行されていると認めた。

第5 財産に関する調書の総括表（地域水道特別会計等3特別会計分）

（小数点以下切捨て）

区 分		単位	平成19年度末 現 在 高	平成18年度末 現 在 高	対前年度 増△減高
公有 財産	土地	m ²	53,477	51,083	2,394
	建物	m ²	1,957	1,727	230
物品（重要物品）		点	7	6	1